六　厚生労働大臣が、指定外国検査機関が前五号のいずれかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定めて証明書作成の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七　厚生労働大臣が、指定外国検査機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めて、その職員をして指定外国検査機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その立入り若しくは検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

八　厚生労働大臣が、指定外国検査機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めて、指定外国検査機関に対し、必要な事項の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

（帳簿）

第一条の二十四　指定外国検査機関は、証明書作成を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から一年間保存しなければならない。

一　証明書作成を行つた機械等を所有する者の氏名又は名称及び住所

二　証明書作成を行つた機械等の型式及び製造番号

三　証明書作成を行つた年月日

四　証明書作成を行つた証明書作成員の氏名

五　証明書作成の結果

六　基準等適合証明書の番号

七　その他証明書作成に関し必要な事項

2　指定外国検査機関は、証明書作成の業務を廃止した場合（指定を取り消された場合及び指定がその効力を失つた場合を含む。）には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

（公示）

第一条の二十五　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

指定をしたとき。	一　指定外国検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 二　証明書作成の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　指定した年月日 四　証明書作成の業務を行う機械等の区分
第一条の十六の規定による第一条の十三第三項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　変更前及び変更後の指定外国検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 二　変更する年月日
第一条の十六の規定による第一条の十三第三項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一　指定外国検査機関の名称 二　変更前及び変更後の証明書作成の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　変更する年月日
第一条の十八の規定による届出があつたとき。	一　証明書作成の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定外国検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 二　休止し、又は廃止する証明書作成の業務の範囲 三　証明書作成の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四　証明書作成の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
第一条の二十三第一項の規定による取消しをしたとき。	一　指定外国検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 二　指定を取り消した年月日
第一条の二十三第二項の規定により指定を取り消し、又は証明書作成の業務の全部若しくは一部の停止を請求したとき。	一　指定外国検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 二　指定を取り消し、又は証明書作成の業務の全部若しくは一部の停止を請求した年月日 三　証明書作成の業務の全部又は一部の停止を請求した場合にあつては、停止を請求した証明書作成の業務の範囲及びその期間

第一章の五の次に次の一章を加える。

第一章の六　登録適合性証明機関

（登録）

第一条の二の四十四の二　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号。以下「ボイラー則」という。）第二十五条第三項の登録（以下この章において「登録」という。）は、同項の証明（以下この章において「適合性証明」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　登録の申請をしようとする者は、登録適合性証明機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三　申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四　次の事項を記載した書面

イ　申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴並びに社員、株主等の構成員（以下「構成員」という。）の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）

ロ　適合性証明を行う者（以下この章において「適合性証明員」という。）を指揮するとともに、適合性証明の業務を管理する者（以下この章において「実施管理者」という。）の氏名及び略歴

ハ　適合性証明員の氏名及び略歴

ニ　第一条の二の四十四の四第一項第一号の機械器具その他の設備の数、性能等及びその所有又は借入れの別

ホ　適合性証明の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、第一条の二の四十四の四第一項各号の要件に適合していることを証する事項

（欠格条項）

第一条の二の四十四の三　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　第一条の二の四十四の十四の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第一条の二の四十四の四　厚生労働大臣は、第一条の二の四十四の二の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　次に掲げる適合性証明を行うために必要な試験で使用する機械器具その他の設備を有し、これを用いて適合性証明を行うものであること。

イ　電気試験

ロ　放射能・放射線試験